静岡県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和2年10月12日

静岡県選挙管理委員会委員長 立 石 健 二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,266
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 482,912
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙	区	選挙区	選挙	区
下田市・賀茂郡	18, 401	富 士 市 69,644	掛川市	31, 427
伊 東 市	20, 040	富 士 宮 市 36,535	袋井市・森町	28, 062
熱 海 市	10, 963	静岡市葵区 71,071	磐田市	45, 338
伊 豆 市	8,849	静岡市駿河区 58,400	浜松市中区	64, 602
伊豆の国市	13, 635	静岡市清水区 66,700	浜松市東区	35, 319
函 南 町	10,623	焼 津 市 38,135	浜松市西区	29, 780
三 島 市	30, 511	藤 枝 市 40,117	浜松市南区	27, 631
清水町・長泉町	20, 360	牧之原市・吉田町 20,069	浜松市北区	25, 677
裾 野 市	14, 160	島田市・川根本町 29, 224	浜松市浜北区	26, 597
御殿場市・小山町	28, 821	御 前 崎 市 8,805	浜松市天竜区	8, 230
沼 津 市	54, 997	菊 川 市 12,457	湖西市	15, 930